

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本計画は、女性支援法及びDV防止法に基づき、当事者を支援するための基本計画として、より実効性のある取組みを推進するため「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」を策定するものです。

県はこれまで、DV防止法に基づき、2002（平成14）年に配偶者暴力相談支援センターを設けるとともに、2006（平成18）年には「かながわDV被害者支援プラン」を策定しました。その後、2009（平成21）年に「かながわDV被害者支援プラン」を改定し、DV被害者の相談や保護、自立の支援などに取り組んできました。

2013（平成25）年には、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力被害者についても配偶者からの暴力被害者に準じて扱う」とされ、対象者を拡大する法改正が行われました。この改正を踏まえ、2014（平成26）年に計画名称を「かながわDV防止・被害者支援プラン」に変更するとともに、これまでの被害者支援の取組みに加え、DV防止の取組みを強化する改定を行いました。

2018（平成30）年には、認知度が低い「精神的暴力」等への理解のための啓発の強化や、被害者への相談支援に対応する職員研修の充実などの取組みを盛り込む等の改定を行ってきました。

この計画では、めざすべき社会を基本目標として掲げ、当事者を取り巻く現状や、県が取り組むべき事項、行政・民間団体・関係機関等の役割や連携について明示し、2028（令和10）年までの5年間に県が実施する具体的な施策内容について記載するとともに、その施策を重点的に推進していくこととします。

施策を推進するに当たっては、人権を尊重し、ジェンダー平等⁶の実現に資する支援、常に当事者目線に立ち、本人の意思に沿った支援、様々な機関と連携、協働し、切れ目のない支援をすることが必要です。

今後、この計画に基づき、当事者が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現をめざして、毎年度、計画の状況を評価しながら、県の取組みをより一層進めていきます。

⁶ 「ジェンダー」／「ジェンダー平等」
6 ページコラム参照。

2 計画の性格

この計画は、次の性格を持つものとします。

- (1) 女性支援法第8条に規定された、県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画です。
- (2) DV防止法第2条の3に規定された、県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画です。
- (3) 県の総合計画を補完する特定課題に対応した個別計画です。
- (4) 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条に規定された、県における男女共同参画社会の形成を促進する施策についての基本的な計画である「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）」における、配偶者等からの暴力防止及び暴力被害者への支援及び困難を抱えた女性等に対する支援を重点的に推進するための計画です。
- (5) 人権が尊重される社会の実現や暴力の根絶をめざし、2015（平成27）年に国連で採択された「SDGs⁷」における17ある目標のうち「ジェンダー平等を実現しよう」、「人や国の不平等をなくそう」、「平和と公正をすべての人に」と理念を共有するものです。



3 計画の期間

2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。

ただし、法改正や国の基本方針の見直し、社会情勢の変化に伴い、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて、見直すこととします。

4 計画に関する評価と公表

数値目標を設定し、毎年度、その進捗状況について神奈川県男女共同参画審議会による評価を行い、それらの結果をとりまとめ、公表します。

⁷ 「SDGs」

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）で2030年までに達成すべき17のゴールを示した国際目標のこと。

コラム ジェンダー平等とは 【かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）より抜粋】

<基本的人権の保障・男女平等>

1946（昭和21）年に制定された日本国憲法において、すべての国民は、法の下に平等であり、性別によって、政治的、経済的又は社会的関係において差別されないことと定められ、「男女平等」が保障されています。

<男女共同参画>

男女平等を当然の前提とした上で、意思決定過程に参加すること（＝参画）を重要な理念として、1999（平成11）年に男女共同参画社会基本法が施行されました。同法において、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

<ジェンダー平等>

一方、国際的には、生物学的性別（セックス）に対して、社会的・文化的に形成された性別を「ジェンダー」と呼び、その格差は、本来の能力とは関係ない社会的構造として生まれた性別の役割が増幅していった結果であり、そうした性別による不均衡・差別や偏見を「ジェンダーの平等」という主張によって意識的に解消しようという意図で用いられるようになりました。

本計画においては、ジェンダー、ジェンダー平等を次のように整理します。

ジェンダー

生物学的性別（セックス）に対し、社会的・文化的に形成された点に着目して「性別」に言及するために用いられる表現

ジェンダー平等

「男女共同参画」と比べ、次の点に焦点を当てていることが特徴

- ・男性、女性だけではなく、性的マイノリティ⁸を含め、すべての人を対象とする
- ・機会の平等だけではなく、格差の解消に結びつくこともめざす

○性別による不平等や不均衡は、そのような状況にある個人の責任ではなく、社会的な構造に起因するものであるという考え方は、「ジェンダー平等」も「男女共同参画」も同じ

○「ジェンダー平等」も「男女共同参画」もめざす方向性は同じだが、「ジェンダー平等」は「男女共同参画」よりも幅広い考え方として用いられることが多い

⁸ 「性的マイノリティ」

LGBT（女性の同性愛者であるレズビアン、男性の同性愛者であるゲイ、同性が好きになることも、異性が好きになることもある両性愛者であるバイセクシャル、出生時に割り当てられた性別と性自認に違和感があるトランスジェンダー）を含む、性自認や性的指向などが少数派である人を表す言葉の一つ。

LGBTのほか、セクシャリティを決められない、又は決めていない人であるQ（クエスチョニング）、他者に対して性愛の感情を抱かない人であるA（アセクシャル）など、多様なセクシャリティが存在する。

コラム 暴力の種類

DV防止法における「暴力」とは、「身体に対する暴力」又は「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」を指します。

暴力には以下のような種類があり、本計画においては、以下のような行為を広く暴力として扱っています。

- ・身体的暴力 … 殴る／蹴る／首を絞める／髪を持って引きずり回す／
包丁で切りつける／階段から突き落とす／
タバコの火を押し付ける／熱湯をかける など
- ・精神的暴力 … 暴言を吐く／脅かす／人格を否定する／無視する／
浮気・不貞を疑う／家から締め出す／大事にしているものを壊す／
子どもに危害を加えると脅す など
- ・経済的暴力 … 生活費を渡さない／女性が働き収入を得ることを妨げる／
借金を重ねる／家計費の使い方を細かく追及する など
- ・性的暴力 … 性行為を強要する／ポルノを見せたり、道具のように扱う／
避妊に協力しない など
- ・社会的暴力 … 外出や親族・友人との付き合いを制限する／
(社会的隔離) メールを見たり、電話をかけさせないなど交友関係を厳しく監視
する など
- ・その他 … 「おまえは家事だけやればいいんだ」、「この家の主は自分だ」
など特権のように振りかざす／暴力をふるう原因や責任をパートナーに転嫁する など